

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成21年2月26日(2009.2.26)

【公開番号】特開2007-30153(P2007-30153A)

【公開日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【年通号数】公開・登録公報2007-005

【出願番号】特願2005-241827(P2005-241827)

【国際特許分類】

*B 24 D 13/08 (2006.01)*

【F I】

*B 24 D 13/08*

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月11日(2009.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鉄、非鉄金属からなる被研削面に付着した鉄粉、非鉄金属粉を研削、除去する為のロールにおいて、前記ロールを構成するロール片は、少なくともフィラメント及び研磨砥粒が接着剤を介して一体化された纖維を有する平板状の不織布Aを有して形成されてあると共に、該ロール片が複数枚重ね合わされてなることを特徴とするロール。

【請求項2】

請求項1記載の構成よりなるロールにおいて、前記ロールを構成するロール片は、外層部及び芯部が接合されてあり、前記外層部はフィラメント及び研磨砥粒が接着剤を介して一体化された纖維を有する平板状の不織布Aにて形成されてあると共に、前記芯部は、前記外層部にたいして異質材料にて形成されてあり、該ロール片が複数枚重ね合わされてなることを特徴とするロール。

【請求項3】

請求項1あるいは請求項2記載の構成よりなるロールにおいて、前記ロールの外周部に螺旋状の凹部が形成されてあることを特徴とするロール。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明にかかるロールは、次のように構成したものである。

(1) 鉄、非鉄金属からなる被研削面に付着した鉄粉、非鉄金属粉を研削、除去する為のロールにおいて、前記ロールを構成するロール片は、少なくともフィラメント及び研磨砥粒が接着剤を介して一体化された纖維を有する平板状の不織布Aを有して形成されてあると共に、該ロール片が複数枚重ね合わされてなるものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0011】**

(1) ロール片は、少なくともフィラメント及び研磨砥粒が接着剤を介して一体化された纖維を有する平板状の不織布Aを有して形成されてあると共に、該ロール片が複数枚重ね合わされてなる。その為、接着剤を介して研磨砥粒がフィラメントに付着していることから、研磨砥粒の脱落が無く、ブラシ毛材のように毛折れや毛切れが発生することが無く、ロール寿命の長期化を図ることができると共に、ブラシの毛材間の如く隙間が無い為、被研削面を均一に研削することができる。また、ロール片の積層枚数に応じて、ロール部の表面硬度を調整することができ、被研削面にたいしてロールの接圧を調整することができる。また、ロール部が被研削面の非鉄金属粉で目詰りしても、ロール部を再切削加工及び再研磨加工して、再度新しいロール部を出すことにより、再び被研削面を研削することができる。